

第九回国会 衆議院 法務委員会議録 第四号

昭和二十五年十二月二日(土曜日)

午後一時四十六分開議

出席委員

委員長 安部 俊吾君

理事 田嶋 好文君

理事 田嶋 好文君

理事 田嶋 好文君

古島 義英君

山口 好一君

大西 正男君

田万 廣文君

栗木次郎君

出府政府委員

検事(法務府法制意見第四局長)

委員外の出席者

参考人(最高裁判所)

判事(最高裁判所事務総局長)

専門員 村 教三君

専門員 小木 貞一君

野木 新一君

眞野 毅君

小郷君

関根

十二月二日

委員角田幸吉君辞任につき、その補

欠として武藤嘉一君が議長の指名で

委員に選任された。

本日の会議に付した事件

参考人招致に関する件

裁判所法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一三三号)

刑事訴訟法施行法の一部を改正する

法律案(内閣提出第一四四号)

民事訴訟法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第一五号)

裁判所職員(定員)に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号) 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四四号)(予)

○安部委員長 これより会議を開きます。まず昨日に引続きまして、裁判所法

の一部を改正する法律案、刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案及び民事訴訟法等の一部を改正する法律案を一括して議題といたしまして質疑を行います。

なおこの際お諮りいたします。今日の各法案の議題につきまして、最高裁判所より発言の要求があります場合には、国会法第七十二條第二項の規定によりまして、随次これを許したいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議なければさよう。それではこれより質疑に入ります。質疑は通告順にこれを許します。上村進君。

○上村委員 私は民事訴訟法等の一部を改正する法律案について、一、二点だけ申し上げたいと思っております。まず第一にこの三万円という金の基準を出したその理由、それから財産権上の訴訟物の価額を三万円一千円と見なすというふうにしたその根拠、この点を明らかにしておきたいと思っております。

○野木政府委員 まず第一点の五千元を三万円にいたしました根拠であります

が、裁判所法制定当時、すなわち昭和二十二年五月ごろに比較いたしますと、わが国の物価事情等は大幅変動をしまして、ほぼ六倍くらいに当つておる。正確な数字はお手元に差上げておきました資料のうち、二十ページに出しておきましたが、これらの数字を参照し、なお地方裁判所から簡易裁判所に移る事件の分量なども参照いたしました。約三万円にいたしますれば、まあ三割見当の事件が簡易裁判所に移ることになるだろう。そうなりますと地方と簡易との権限の調整も大体相当なところであろう、そういうふうなところから勘案して三万円にいたしました次第であります。

次に訴訟物の価額を算定することができない訴訟、これは従前も簡易裁判所の管轄権が五千円のところは、簡易裁判所に属せしめたいという意味で、地方裁判所の管轄に属する一番下のところをとつておつたわけでありまして、今度その五千円が三万円に上りますので、従前と同様の取扱いで、これは簡易裁判所の管轄に属せしめたい、こういうふうな趣旨でこれも引上げたわけでございます。

○上村委員 そうすると、つまり五千円の当時の物価が六倍くらい上つたから、三万円にするという簡単な理由であるわけですね。よろしゅうございませう。

それからその次は百五十二條の「準備手続ヲ経タル口頭弁論の期日ノ変更ハ已ムコトヲ得サル事由ノ存スル場合ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス」とい

うのですが、このやむことを得ざるというところは常識でありまして、その説明は必ずかしらねば、この常識が実際の場合には申請をする方と許す方で相当懸念があるのではないかと思ふのです。この際このやむことを得ざるというところについても少し明確な規定にしたらどうかと思ひますが、そのやむことを得ざる事由というところについて御説明を願つておきたいと思ひます。

○野木政府委員 やむことを得ざる事由はどのような場合であるかということについては、御指摘のようになか／＼デリケートな問題があると存じますが、要するに立案の趣旨といたしましては、従来口頭弁論及び準備手続における期日の変更は、最初の期日につきましてはその当事者の合意によつて、その後の期日につきましては顯著な事由があれば許されることになつておつて、しかも実際上はその顯著な事由は相当広く解釈されて、期日の変更は寛大に許されておるような状態であつたわけでございます。今度は訴訟の迅速処理をはかりましたために、準備手続で十分準備し、口頭弁論は原則として準備手続において十分弁論の準備をした結果において継続的に集中してやりたい、そして口頭弁論の方は比較的短時間内に終結するようにしたい、そういう見地からいたしましたので、口頭弁論の期日の変更は従来通りになやすく許しておつたのでは、その期日のための当事者の準備がむだになる。また裁判所はその日をむだに費すということに

なるばかりでなく、他の事件の期日の指定にも影響を及ぼすことになりまので、継続審理というものは実行できないことになる。そこで準備手続を経た口頭弁論の期日の変更は、やむことを得ない事由があれば、これを許されるというところになつたわけでありませう。従いまして顯著な事由が存する場合と、やむことを得ざる事由がなければ、やむことを得ざる事由が少し厳格になる。そのつもりでこのことを選んだわけでございます。そうしてやむことを得ざる事由というものは、次の百五十三條にも「期日ハ已ムコトヲ得サル場合ニ限リ日曜日其ノ他ノ一般ノ休日ニ之ヲ定ムルコトヲ得」というふうな場合にも適用せられておるわけでありまして、従来より顯著な事由があるという場合よりも少し厳格である。しかもこの準備手続を経た口頭弁論の最初の期日の変更は、十分当事者双方の意見を聞いて定めるといふように運用されているように承知しておりますので、この点は集中審理の方法をとる以上、従来よりもずっと厳格になるというふうに御承知願ひたいと思ひます。

○上村委員 やむことを得ざる事由といふのは、たとえば病氣とかそういう顯著なる事由と同じようなものがたくさんあつて、そのことがやむことを得ざる事由になるのですか。たとえばわれ／＼国会議員であつて、国会などがあつたときには、結局やむことを得ることになるのかどうか、私どもそ

うなのですが、このやむことを得ざるというところは常識でありまして、その説明は必ずかしらねば、この常識が実際の場合には申請をする方と許す方で相当懸念があるのではないかと思ふのです。この際このやむことを得ざるというところについても少し明確な規定にしたらどうかと思ひますが、そのやむことを得ざる事由というところについて御説明を願つておきたいと思ひます。

いう場合でもやむことを得ざる事由にしたいと思ふことがあるわけです。ですから裁判所で国会なんかはやむことを得ざる事由にはならぬ、そんなことなら、みな職務を持つておるのだからというところでん／＼欠席審理をされて却下されるということになると、代議士の弁護士は相当迷惑をする。ですからやむことを得ざる事由を何とももう少し具体化することができないかどうか、こゝでたとえばこれ／＼というようなことを政府委員の説明として記録しておいて、争ひの場合にはそういうことをはつきりさせておく必要があるかと思ひますが、今の御説明ではちよつと納得ができません。もう少し。

○安部委員長 たいま本会議があるので、ちよつと休憩いたします。

午後一時五十八分休憩

午後三時五十三分開議

○安部委員長 休憩前にて引続き本議を開き、質疑を続行いたします。上村進君。

○上村委員 先ほど私が質問をして、答えをもらつたところで切れたと思ふのですが、たとえば「已ムコトヲ得サル事由」といふのが国会議員である場合に、ちよつとその期日に、国会に重要な審議があるから出られないというふうなことは、「已ムコトヲ得サル事由」に入るかどうか。それから本人訴訟の場合におきましても、本人は必ず職業を持つております。たとえ官庁の都合とか、あるいは会社の都合で出られないというふうな場合には、それが「已ムコトヲ得サル」に当るかどうか。これは訴訟を専門にやつている

弁護士でも都合があるし、いわんや本人がやる場合には、本人の職務の都合は捨ててしまえといえはそれまでの問題でございますが、そういうものも「已ムコトヲ得サル事由」に入るかどうかというところを明確にしたいと思ひます。

○野木政府委員 今後のやり方といったしましては、準備手続を終了した口頭弁論の期日の指定につきましては、指定する前にあらかじめ当事者双方の意見を聞いて指定することにしておく予定になつております。たとえば国会議員で、しかも弁護士であるという方が、ある訴訟事件の弁護を依頼せられまして準備手続をしておつた、準備手続が終了して、さて口頭弁論の期日を指定しようという場合に、ちよつと国会が、常会ならばいつから開かれるというものが大体わかつておりますから、その期間が常会でどうもあつて悪いからということも裁判所に申し出る。また当事者もそれを納得するならば、おそらく裁判所はそれを尊重して、最初の口頭弁論の期日等を定めるといふことになりまして、最初きめるときは、十分それで尊重されるものと思ひます。なおその際に副代理人の選任の間にも考慮していただきたいと思います。適当な副代理人の選任もないというふうな場合、しかもその事件は、その国会議員が取扱ふのが一番適当であるという場合には、十分裁判所でも尊重すると思ひます。しかしながら国会議員の弁護士が、今会期中ではあるが、自分はその際何と都合して出て来よう、そういうことで、国会会期中にまず口頭弁論期日の指定があつた、ところがいよいよ国会を開いてみますと、重要な問題があつて、その弁護士である国会議員が、どうしても国会の方に出席しなければならない、しかも適当な副代理人を選任する余裕がないという場合には、裁判所へ説明して行けば、その期日の変更ということも、やむを得ない事由として許される。立案者としては、その程度のことを考へております。また、たとえば国会の会期が終了した、常会が五月になれば終つていくということ、五月に指定しておいてもらつた。ところがその後臨時国会を召集したといふ場合、その場合適当な副代理人の選任をして、副代理人に間に合うといふときに、なるべくその方法をとりて行きたいのであります。その事件は、その国会議員である弁護士がやつた方が適当である、しかもそれがかわつた副代理人の選任がむづかしい場合には、その事情を疎明して裁判所に申し出れば、やむを得ない事由に該当することになつて、期日の変更ということになるものと思つております。

○上村委員 そうしますと、私は今国会議員の例を引いたけれども、本人訴訟の場合には、本人が議員であるから同じですが、彼所に勤めているとか、会社へ勤めておる、こういうことで最初きめた期日に、当事者にやむを得ない用事ができて出られないということ、私は言つていくわけですが、本人もしくは弁護士の職務上の都合が「已ムコトヲ得サル事由」になるかならないかを聞いておるのですから、今のお答えではちよつとはずれていると思ひます。

○野木政府委員 たゞは当事者、本人であるような場合を考えますと、本人が裁判所の意見に従つて、それならばよろしいということ、最初の口頭弁論の期日がきまつた、ところがその日の前になつて突然病氣になつた、あるいは公訴時効その他の事由で期日に出席できない、しかも弁護士を雇うことができないという場合にも、やはり「已ムコトヲ得サル事由」に該当するものと思ひます。

○上村委員 そうするとこの「已ムコトヲ得サル事由」といふ言葉は非常に意味深長な言葉ですが、相当の理由あるいは正当の理由、もしくは十分の理由というふうな意味合いと同一ように考へてよろしいかどうかということ、確かめておきたいと思ひます。その点の御説明をお願いします。

○野木政府委員 問題がごまかくなりまして非常にデリケートな点になつて参りましたが、「正当な理由」といふことと「已ムコトヲ得サル事由」といふは、やはり「已ムコトヲ得サル事由」といふ方が、気持の上ではやや厳格ではないかというふうに考へておりますが、さて具体的の場合にはどうするかといひますと、具体的事件の場合々々について判断して行くことにならうと存じます。

○上村委員 そうすると、「已ムコトヲ得サル事由」といふふうにしなないで、相当の理由とか、正当の理由の存する場合にあらざればというふうに訂正されるお気持はないですか。その方がかどが立たないで、しかも弁護士でも本人でも正当の理由なくして期日を延期するといふふうなことはめつたにないわけでありますから、そういうふうなことに直した方が、これはかえつて訴訟の進行を円滑ならしめる、そしてしかも延期策をするとか、あるいはいたずらに訴訟を遅延せしめるということを防止することには十分じやないかと思ひますが、その点御意見を承つておきたい。

○野木政府委員 現在の法文におきましても、顯著なる事由の存せざるときは、当事者の合意ある場合においては口頭弁論における最初の期日の変更も許すというふうに、顯著なる事由といふふうな文字も使つておりますが、これは先ほど申し上げたように非常にルーズになつて運用されて来ておりますので、これを締める意味には、やむことを得ざる事由というふうな言葉を使つた方がやはり適切ではないか、その思つておる次第でございます。

○古島委員 たいまの政府委員の説明では、疎明書をつけて出せというお話でしたが、今の上村君のように、新潟におる、新潟におつて国会開会中であつて、しかも自分が出なければいかぬというふうな疎明は、事務局長から出た疎明でなければいかぬことにならうか。

○野木政府委員 その点は別に將來裁判所の規則でごまかに細則でもきめれば別問題であります。おそれるべきまでの必要はなく、裁判所が一応それで信用が置けるという程度の疎明であればよろしいのではないかと存じます。

○古島委員 裁判所が認めればよいと思ふというのだが、その疎明は、自分で勤めておる会社とか、自分で行つておる国会であるとかいうところの疎明でなくばこれはいかぬことになる。ただ国会でこゝろいふふうな仕事をしておるのだから、きよりは都合が悪いと

この裁判所は、これは裁判所はむろん認めないと思う。しからば自分で勤めておる会社なり、もしくは自分で勤めておる国会の方の証明という事にならば、越後から東京まで出て参つて、そうして証明をとつてなくば越後の裁判所に証明を出せないということになつて、結局はこのやむを得ざる事由という事に対して、やむを得ないのではないということ、いつも延期ができないということになると思ひます。

○野木政府委員 たとえば常会の場合であります、あらかじめいつから国会が開かれるということがわかつておきますので、それを考慮に入れて期日が定められる。そして常会中でも都合をつけて裁判所に出頭して行くという意味合いで、常会の期間中に期日をきめてもつた、ところが東京へ来ておきますと、いろ／＼のむずかしい問題が生じて、どうも国会の方が手離せない。しかもその事件はその国会議員である弁護士がやられたのが適切で、副代理人にも適当な人がないという場合には、東京におりますので、おつしやつたような証明をとるといふことも比較的簡単に行くのではないかと存しますが、いかがでございますか。

○古島委員 いかでございませうと私に聞かれても困る。実際問題として、今上村君は実際問題だけを言つておるようですが、証明をとるのに、その証明はどういうところに証明させるか。そうしてあなたの方は副代理人を選任するのは適当でない、その弁護士がやるのが適当であるということをお考えであるが、これはだれが適当か

適当でないかきめるかといへば、依頼者である。依頼者がその人に依頼したのであるから、副代理人を頼むことはまことに迷惑である。いつでも依頼を受けた弁護士がやらなければならぬと思ふ。あなたの言葉をかりて言へば、弁護士を雇うというやむを得ないことを言われたが、雇うという言葉は不都合な言葉である。その依頼を受けた弁護士が適当なりと言われて依頼されたのだから、副代理人を頼む場合には、本人の同意を得るか、もしくは本人にあらかじめ示しておかなければ副代理人を頼むということとはできない。そういう場合だつたら、いつでもやむを得ない事由という事が起つて来るのだが、しかも国会開会中という事は公知の事実である。国会開会中の場合は全部についてそういう問題が起つて来るが、国会開会中でもその日／＼に証明を出さなければならぬのは、それとも国会開会中という事は公知の事実だから、証明を裁判所に出さぬでもいいのか、その点お聞きしたい。

○野木政府委員 まず大前提といたしまして、期日をきめる前に、今後の行き方といたしましては、裁判所はそれぞれの弁護士がついておる場合には、原告、被告の弁護士の意見を聞いてきめる。ところが、一方の弁護士の方がたまた／＼国会議員を兼ねておられて、しかも依頼者から非常に信頼されておつて、事件も副代理人では適切でないというやむを得ない場合には、まだ期日がきまつておるわけでありませぬから、裁判所が国会の会期中に期日を入れようとしたら、それは国会の会期中で、どうも国会の方が非常にあれだから、国会の会期日に期日を入れてく

れるなという事で、当事者も納得するならば、おそらく裁判所は国会の会期中には期日を入れないで、その以外に期日を指定するということにならうかと存じます。ところが、当事者の方で、その弁護人の方で、国会開会中であるが、自分としては一日か二日、あるいはそのころならば、今のところでは大体国会に賜暇を願うなり、何なりしてやつて来られるということであれば、一応その日に入れてくれればよろしいということも承諾をして、期日を指定してもらつた、ところが、国会へ来て、いざ開かれて見ると、非常に重要な問題が山積して、国会議員としての職責を果すためにどうしてまつた、しかも適切な副代理人も得られな

い、事件の性質上どうしてもその国会議員である弁護士がそれを担当した方がいいという場合は、やはりその後の事情の変更でありまして、ここに言うやむを得ざる事由という事に該当するものと解してさしつかえないのではないかと存する次第であります。

○古島委員 そこでだん／＼わからなくなるのです。国会開会中、その議員が出ねばならぬということが起つて来た場合には、それまでやむを得ざる事由だということになるが、その議員が出ねばならぬということは何人が知るかといへば、それはこつちの事務局へでも来て証明をもらねばできぬことです。そうすると、証明をとるといふことが非常に困難だと思ふのです。そういう場合には証明をつけなくとも、国会開会中は常にやむを得ざる事由だということに解釈できぬか。もしできるというならば、この改正案が

訴訟を促進するための改正だということならば、百五十日間の国会開会中であるから、百五十日向うに延期するということになれば、促進にはならぬと思ふ。また国会開会中であつても、それは一々証明を必要とするということになれば、その証明がとれないということになるが、これはどういふふうに解釈したらよろしいか。

○野木政府委員 国会議員としての重要な職責とまた弁護人として被告人の人權を保護する、被告人の権利を擁護するといふ重要な仕事がかち合ふことになりまして、まことにむずかしい問題になるわけでありまして、この立案の趣旨といたしましては、単に国会の会期中というだけで済むにやむを得ざる事由になるかといふと、それだけでは、やはりおつしやつたように、たとへば被告人が国会議員である弁護士に事件を依頼すれば、国会会期中の百五十日だけはその期日を延ばせる、原告の方の理由が非常にはつきりしている場合でも延ばせるといつて、今度は原告の方の権利の伸張に非常に欠けるといふことにもなりますので、やはりそこは両方の調和になりまして、あらかじめ期日を指定する際によりよく裁判所なり相手方の当事者にも希望を述べまして、国会会期中を避けて期日を指定する。しかしまた別に国会会期中でも何とか都合して出られるということでも期日を指定したならば、それはそれを尊重していただきたい。しかしまた一応そうきめたとしても、その後の事情の変化によつて、どうしても国会の方に重要な案件があつたりして、しかも副代理人の選任をすることを講じ得ないといふような場合

には、それはやはり両方の調和をとる意味で、このやむを得ない場合に該当するといふように解釈すれば、両者の調和、バランスがとれ、訴訟の促進にも役立ち、また国会議員であり弁護士である方の国会議員としての職責も十分果せる、まず両者調和して運用できるのではないかと、そう信じておるわけにあります。

○古島委員 結局どういたしますと、裁判所と交渉してやれということになつてしまつてやります。裁判所と交渉してやれといふならば、こういうふうな事項を置く必要はないと思ふ。従来からかかつて裁判所と交渉して、裁判所がなるほどよからうといふので、延期の許可を與えればそれでいいのですから、別にこういうふうな事項を置くかぬでも同様なことではないか。一々こうすれば、権利として延期ができます。これは証明書をつけるのでありますが、当然延期できる。ところが、証明書も何もなくて、ただ都合が悪いからといつて、交渉して裁判所の許可を受けるといふことになれば、なるほど両方の顔も立つことにはなるが、その顔を立てることをせずに、こつちは当然そういう証明があれば延期ができるということで行かなければならぬのじやないか。一々交渉してやるというならば、こんな事項は置く必要はないと思ふが、いかがですか。

○野木政府委員 立案の趣旨といたしましては、今までも期日の変更を厳格にしようといふ趣旨でございます。国会議員であり弁護士であられる方の国会議員としての職責の遂行と、弁護士としての、私権擁護、人權擁護といふ意味の職責の遂行との関係で、

三

三

調和点といたしましては、やむことを得ざるという解釈論といたしましては、先ほどから申し述べておりましたように、やはり国会会期中であるという、單にそれだけでどういふやむことを得ざる事由に、あたるといふように言つてしまつて、この法案の立案の趣旨にやや遠ざかるのではないかと存する次第であります。

○鐵治委員 これはさういふデリケートな問題ですが、もう一つ私は疑問に思ふのは、今の点ですが、よくある問題として、和解が成立しそうだから延ばしてもらいたいというときに、正当の理由と認めますか、いかがですか、やむことを得ざる事由と認めますか、いかがですか。

○野木政府委員 今後の訴訟のやり方といたしましては、準備手続で十分論点を整理し、また和解などの機会があれば、準備手続で十分考へる。どうしても和解できないという場合には、論点を整理して行つて、それに対する証人を、この点にはどういふ証人があるということを両方から申し出ておきまして、それで裁判所は、それならばこの事件は、たとへば打合せ後十日、十二日、十三日、十五日、この四日間調べる。第一日にはどういふ証人を呼ぶ、第二日、第三日にはどういふ証人というので、ずつと公判が開かれましたら、さういふふうに通説として開廷して、そこで勝ち負けを決するということになりますので、今までのように、途中で和解になるというやうな問題が起ることは、このやり方では今後はあまり予想してない。むしろ和解というやうなものは準備手続を十分丹念にやつて、そこで和解のチャ

シスを見る。公判になつたならば、むしろもう法律的に判断して行くという点に重点を置いて運用されて行く、さういふふうなねらいを持つております。

○鐵治委員 これは實際訴訟をやつてみたら、そんなことはない。準備手続をやつて、いよ／＼公判が始まるやうなときに、証人をたくさん呼んで手数をかけるよりも、どうだひとつ和解しようじやないかという話が出るのが当然であります。われ／＼も長いことやつておつて、どうもこつちができるやうなのに、あなたできぬと言われるのは何ごとだと言つたことがあるのですが、一体訴訟の促進ということを言われませんが、根本的のわれわれの考えは、訴訟というのは紛議をなからしめるものだと考へておる。勝ち負けの判断をするというのが目的ではない。紛議がどうしても治まらないから勝ち負けの判断するのであつて、紛議の治まらないのが目的ではないと考へる。それを今当事者が和解できさうだから、待つてくたさいと言ふ。いや和解はできぬ、勝ち負けの判断をしなければならぬというのでは、これは根本的な食い違ひがある。これは私は今に始つた問題ではなくて、昔から考へている私の思想なんです。これはこの機会に将来に対する裁判所の態度にも大きな影響があると思ふから、明確にしておきたいと思ひます。

○野木政府委員 ただ眞に当事者双方が和解するといふ話で、双方から期日の変更の申出をするという場合でも、全部がただちにこれに該当するかどうかという点につきましては、今後の運用としてはさういふ運用を考へておら

なかつたわけでありますが、なお研究してお答えしたいと思ひます。

○安部委員 ちよつとお諮りいたします。他に発言通告者が数人おりますので、関連質問はつとめて簡単にされまして、通告者の発言が済んでから別に御発言願つてはいかがかと思ひます。お了承願いたします。

なおこの際、昨日提案理由の説明を終りました裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案をも議題に供し、質疑に入ることにいたします。世耕弘一君

○世耕委員 私はごく論議的に二、三点お尋ねしたいと思ひのであります。それはまず第一に、裁判所の文化的施設、言葉をかえて言へば、機械化ということについて裁判所は何か考へておられるかどうか。一例を申しますれば、裁判の記録等は速記によつて迅速をはかる必要があるが、最近私の大学でも試みておりますが、録音機の使用であります。これはワイヤとテープの両方ありますけれども、一時間ぐらいの話は自由にとることができ、その話は自由にとることができ、そして五十回ぐらいの複製ができる。不必要であればすぐ次の話を吹き込みさへすれば消えてしまふ、石盤のような能力を持ち、しかもきわめて能率的であり、文化的なものです。こういう点が大いに活用なさると、今日問題になつておる訴訟の事務の促進と、係官の能力の充實が非常に省かれるのではないかと。昨日の政府委員の御答弁の中にアメリカの事務その他の取扱ひ、並びに今申し上げたやうな機械化問題が取扱

われたやうであります。日本の今日の経済から見て、ただちに飛躍的なさういふことは、慣習その他の関係上不可能かと思ひますが、何かそこに新たな新機軸が考えられなくちやならぬはずだと思ひます。この点について一応御説明願ひたいと思ひのであります。

○野木政府委員 政府側といたしまして、裁判所事務局から聞いておりますところによりますと、最高裁判所の事務局の側におきましても、御指摘のやうな点をやはり同じやうに考へておつて、いろ／＼創意を考へておるやうであります。詳細は裁判所の方から御説明願ひたいと思ひます。

○關根最高裁判所説明員 ただいまお話し通つてござりますが、まことにおつしやる通りでございます。裁判所の文化的施設をよくするということは、とりもなおさず訴訟の処理を早くするということになるわけでございまして、特に調査の作成等におきまして、非常に日時を要します関係から、従つて次回期日も延びる、あるいはまた裁判調書の作成も延びるといつた結果が出ておりますので、調査を何とか機械化して行つたらどうか。ただいまお話しをいたしました録音機の使用ということも実は考へておるわけであります。予算の面におきましても、要求をいたし、来年度におきましては、各裁判所に録音機を備へつけ、さうして録音機を使いまして出て参りましたその結果を調査の作成にかゝるといふところまで、できれば行きたいと思ひます。それから機械化と申しますと、機械自体はございませぬけれども、御承知の速記者の利用、これも実は訴訟法におきまして、すでに裁判

所で速記をつけることができるということになつておりますし、当事者の側から、連れて来た速記者を使うということも申し出た場合に、それを許すことにいたしました。速記者がつくりました書面、普通文字に書きかえました書面も、よければそれを調査の一部にするといふところまで進んだら一番いいのではないかと、さういつたやうに、運用の面ではいろ／＼考へております。お話の点まことにごもつともございまして、われ／＼全面的に賛成どころか、その趣旨を進んでおります。また予算の面などでは、いろ／＼国会側のごやつかいをお仰ぐことにならうかと思ひます。

○世耕委員 なおもう一つお尋ねをしておきたいことは、訴訟準備に対する用意が、従来の行き方をもう少し改良すれば、時間の節約ができるのじやないかという点が感じられるのであります。たとえば、訴訟が始まるまでの準備行為、双方の弁護士が交渉するとか、あるいはそれを文書にするとか、さういふやうなことで次第に訴訟の価値を見出して来て、最後に明快な判断を下す、その準備ということについて、従来の外国の例等から見まして、かなり遅れてははいませんか。なぜさういふことを感じるかと、私は最近証人に呼ばれて、教回実際にぶつかつてそれを痛感いたしました。おそれ多々御経験になつておられる政府側の諸公は、さういふ点についての何か新しいお考へが当然お持ち合せにならなくちやならぬはずだ。その理由は、この重要な法律案を御提出になる趣旨も、多くはいかにして能率化し、簡易化してさうして正当な裁判をすみやか

なかつたわけでありますが、なお研究してお答えしたいと思ひます。

○安部委員 ちよつとお諮りいたします。他に発言通告者が数人おりますので、関連質問はつとめて簡単にされまして、通告者の発言が済んでから別に御発言願つてはいかがかと思ひます。お了承願いたします。

なおこの際、昨日提案理由の説明を終りました裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案をも議題に供し、質疑に入ることにいたします。世耕弘一君

にしようというところに観点が来るよう
でございすから、この点について
御説明願いたい。

もう一点、交通地獄だと、繁忙な事
務を取扱って、押され踏まれながら家
庭に帰り、朝はまた押され踏まれなが
ら裁判所に来て、それでもう半分能力
がつぶれてしまふ。これでもう半分の
ことも、あまりたくさんの方算を要しな
いで改良して行く方法があるのじやな
いか。それはすなわち自動車等、いわ
ゆる文化的な乗物をいい方法で活用す
る。幸いに最近には衆議院、参議院等も
自動車の活用がかなり能率的になりま
した。この点についてもおのずから考
案されるべきものじやないか、かように
考へるのであります。この点はいかが
ですか。

○關根最高裁判所説明員 たいだいまの
お話は、戦争で申しますと、戦いを始
める前に書面審理でやつたらどうかと
いうお話かと思ひます。これは実は民
事の關係で申し上げますと、訴えが出
まして、訴状が裁判所に提出になりま
すと、その訴状を被告側に送達する。
そのときに、できればなるべく早く答
弁書を出してくれというところにつ
てやりまして、答弁書が出まして、そし
て書面審理でうまいぐあいにお互いの
争点が整理されれば、これが一番いい
わけでありまして、そこで実はそういう
方法に行きまして、準備がお互いの
書面どうしでできてしまえば、もう準
備手続をするまでもなく、口頭弁論に
行つてしまふ。そういうぐあいになれ
ば一番理想的でございす。それには
どうしても当事者の方で書面を出す用
意が必要なので、それに対する、また
書面をつくるに必要な調査が必要であ

る。そういうことになりまして、實際
上当事者の方の御協力を得ないとなか
なかりまう行かないというところはご
ざいす。なるべくそういう方向に
行きたいという考へておるのでござ
いす。

それからなおもう一つ、あまり予算
のつかない方法で文化的な機關を利
用したらどうか。これも今の日本の経
済状態から申しまして、むやみやたら
なせいたくなくことはできかねますけ
れども、できれば自動車の利用などは、
お説の通り、考へられるわけござ
いす。戦前まだそう窮乏しい時代は
おきまして、記録を運ぶ自動車などは、
東京などにのみおきましては、全部役所の
自動車で運んでくれました。かなり記
録が厚くなり、しかも事件が相当入つ
ておりました。その日の記録を前の日
にその裁判長が見る必要がある。その
ために記録を持ち運ぶのにかなり大き
なふるしき包みになります。それを自
分で持ち歩くという事は非常に困難
もありませんし、交通が込んで参ります
と、やはりその記録の紛失のことなど
もある。そういうことから、自動車で
運んでおりました。ただいままだそこ
まで行つておりません。実は遠くから
通つておる方もありますので、そこま
で行つておられません。たとえば新宿
なりあるいは渋谷なり、東京を例にと
りますと、そこからおいでになる裁判
官に一樣に乗合自動車を用意する、そ
ういつたことは考へておりました。実
は実行に移しておりました。これができ
て、また記録なども自分が持運びしな
くていいようになりますればなおい層
いいわけでありまして。そういうことは
今後ますますお説の通り進めたいと考

えております。

○世耕委員 なお最後に一点お尋ね
たいしたいのは、証人の尋問等かなり
時間を食うように私は察するのであり
ますが、ある場合においては書面で回
答するとかいう方法はとられないもの
でございすでしょうか。そうしてその書
面で不十分な場合に、あらためて法廷
に来させるといふ行き方も一つの方法
ではないかと思ひます。あるいは従来
やつておられたかもしれませんが、私
の経験した範囲では、書面で十分い
れるのを、半日も一日もひつぱりまわ
す。この点最後に一点だけ伺つておき
たい。

それからもう一つは、今の録音機
の使用でございす。これは使用の方
法によつては非常に能率が上るとい
うことで、しかも操作がきわめて簡単
である、ほとんど各自の持つておる自
宅のラジオのダイヤルをまわすだけの能
力がありさえすれば、活用できる。証
人調べとかあるいはその他の方法に
用いる場合でも非常に効果的であり、
しかも安くて、私の方で手に入れたの
はアメリカで百ドルといひましたが、
最新式のものであります。日本におい
て十萬円もかければ、おそろく五、六
人の判事さんの仕事はほとんど要約さ
れるのではないかと考へて、私は過大的
に考へておるのであります。この活用
をぜひ積極的に御活用願ひたいとい
うことを希望しておきます。

おきましては尋問事項を証人のところ
に送りまして、来なくていいから、証
言にかえてよろしいという制度がござ
いす。これは実はあまり利用されて
おりませんが、今お説の趣旨に従いま
して、証人が非常に信用できる方など
につきましては考へられ得るわけござ
いす。ただこの制度につきまして
の難点は、ただいまの新しい憲法にな
りましてからは、証人尋問というの
裁判所が尋問するのではなくして、当
事者が尋問する、原告なりあるいは被
告なり、あるいは検察官なり弁護人な
りの方が証人を尋問するのを、裁判所
が上から見るという行き方になつてお
ります。従いまして、両方が一人の証
人を尋問して、正しい答えを得たいと
いうことになつておりますので、証言
にかえて書面でやりまして、一方的に
なるわけでありまして、その点の困難
がございす。それで実はお説の簡易
裁判所に現在ございす簡易の手続を
地方裁判所の手続にも広げようかとい
う議論もございす。ただこれでも、い
ろいろまだ研究の余地があるというの
で、今研究途上にあるわけございす。
それからなおそれに関連いたしま
して、わざ／＼裁判所の法廷まで来な
くても、少くとも弁護士の方が証人に
尋問する、あるいはほかのところ尋
問して、その調書をとつて、証言調
書と申しますが、それを書証に出して
いいではないかというところは考へられ
ます。この制度はアメリカなどにおき
ましては証言調書、あるいは宣誓口供
書と申しまして、そういう制度がある
ようございす。実はそういう制度が
度には至急に研究いたしまして、もし
いとなりますれば、やはり立法化の手

續をとつていただいで制定したいとい
う考へております。

それから録音機の使用につきま
して、先ほど申し上げましたようにま
たく同感でございまして、今後予算の
許す限りにおいて利用して参りたい、
こういう考へております。

○安部委員 此の際お諮りいたしま
す。訴訟促進に関する法律案は、当委
員会といたしましては慎重に審議する
必要を認められる法律案であります
が、ついでにはこの際、本法案に関連
し、最高裁判所判事眞野毅君に、米國
における訴訟促進に関する実況につ
いて、参考人としてその御意見を伺
し、当委員会の審査の参考にしたい
と思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員 御異議なしと認めま
して、その通りに決します。眞野毅君、
眞野参考人、訴訟促進をアメリカが
どうやつていふかということについて
話をしるということでありまして、私
どもがアメリカへ参りましたときに
は、公にスケジュールができておりま
して、そのスケジュールによつて行動
をするということでありまして、少く
とも私の眼から見ますと、このスケジ
ュールは完全なものではない、われ／＼
の使命を達する上からいふと、相当の
欠陥があるというので、われ／＼の使
命、すなわちアメリカにおける司法制
度の実際の動きを研究して、日本の司
法制度改革に資するといふ唯一の目的
から見ますと、もう少し裁判所に類
案に行き、もう少し裁判の経験のある
ジャッジ、ローヤーといふ人々から経
験を聞く、質問をするという機会があ
ればよろしかつたのであります。は

なはだ、そういうことが、極端に申せば上すべしをしような点が相当あるのでありまして、たとえて申しますれば、ワシントンにおきまして、カソリックの大学に行く、そこで一時間半なら一時間半いろ／＼講義を聞く。講義を聞くのでありますが、その講義をしていくことがわれ／＼のまつた知識であるならば、これは有益であるかもしれないませんが、単なる理論的のことならば、われ／＼が日本におるうちにアメリカ研究を相当いたしておるから、もう十分知り抜いたことを、そのあらしを講義するということ、そのあらしを得るところがない点があるわけでありまして、われ／＼が四十七日の間、きわめて短期間の間に、貴重な時を稼いでいろ／＼調査をするという方面から見れば、非常に不完全な点がありまして、十分なる成果を上げることは非常に困難な方法でありましたが、われ／＼も努めて公のスケジュールに従つて行動をするともに、その以外においてわれ／＼が調査し、研究したり質問したりするチャンスを探りました。そちらの方が非常に役に立つ、ただ表通りを素通りしたのじや何にもならない、かば焼き屋の前を走つたつてお腹は張らないというのと同じように、われ／＼が裁判所のいろ／＼なる種類の人のいろ／＼な方面から質問をする。一たび質問をすると、甲の人はこう答える。翌日また同じ質問を試みる。もう一度もありませんから、よほど慎重にやらぬと、軽率にやると非常な間違いを日本に伝える。間違つたことからいろ／＼な判断を下すとい

うことに相なるわけでありまして、個人からの考えから申しますれば、もつと裁判の実地について見直し、研究し、質問し、経験のある人々と談話をかわす機会の多いことが必要であると考えております。これはここで私が申し上げるばかりでなく、われ／＼が最後の視察を終えてシヤトルから日本に帰る前にアメリカ滞在四十七日の間のことについて感懐なく批判をし、将来のためにサゼンステーションを興えてもらいたいということでありましたから、私はそのことをはつきり書いて参りました。そういうようなあわたたしい中に、不完全なスケジュールのもとに行動したかったのでありますから、いろ／＼な問題について徹底しないならみはありますが、日本の裁判が非常に遅れておるといふことを一部の人が言います。裁判が遅れるということとは、単に裁判官がなまけておるとかいうことではなく、戦後非常に事件がふえた。そしていろ／＼むずかしい事件がある。法律もかわつた。憲法もかわつた。そういうかわつた法律を適用する裁判官は非常に従来より苦しい。従来裁判官は四十年も五十年も伝統のある判例に従つて行動すればよかつたのであります。法律がかわつた、判例はない、判例を探すのに骨が折れるというような状態のもとに事件を処理するのでありますから、非常に裁判官が苦しんでおる。一つの事件のためにはのくらしい裁判官が苦しんでおるかわかぬような事件もあるくらいであります。日本の裁判官が決して怠慢であるために裁判が遅れるのではなく、事件がふえたということと、憲法その他の法律制度がかわつたということ、そ

れから戦後の生活状態が不十分であるというような、いろ／＼の要素からこゝなつて来ております。アメリカに参りますと、そういう点は非常にうらやましい。物資豊富、設備は非常にゆたかである。法廷も広い、判事の部屋も十分広くつてある。各判事の部屋にはみなりつばな書だながあつて、立つて行けばすぐとれる。大抵地方裁判所の判事でこの委員室くらいの部屋に参ります。そしてまわりに書だながたくさんあつて、ぎつしり書物が詰まつておる。一地方裁判所の判事でもそうであります。最高裁判所の判事は別として、地方裁判所の判事の物的設備がいいというばかりでなく、人的の、助ける手足が完全に整つておる。たとえばワシントンの地方裁判所の判事一人にロー・クラークという、日本で申しますと、最高裁判所の調査官に該当するようなもの、いろ／＼な法律の点について取調べを裁判官から命ぜられるとやる、ロー・クラークというものが一人ついております。それからタイプライターを打つ人間が一人ついておる。それから女の秘書が一人ついておる。そのほかにメッセンジャーとして使ひ走りをするボーイのようものがついております。

それからマッシュという、日本で申しますと、廷丁という言葉では十分表現することはできないが、マッシュの権限は相当広く、弁護士の資格を持つておるようなものがマッシュをやつておることもあります。そういうように一人の地方裁判所の判事にもそれだけの部屋の設備と、書物、人間のロー・クラーク、タイプライターを打つ人、秘書の女、メッセンジャー、マッシュ、これが地方裁判所の各判事にみなつておる。判事が仕事をやる上において非常に能率的にやり得る物的、人的設備が完備してある。先ほどもどなたかからお話がありました。録音機、録音機でも向うには高いのも安いのもありまして、私が見ましたのはハーヴァード大学の法科の副部長の家へ招待を受けて行つたときに、おもしろいものがあるからといつて見せてもらいましたが、それは向うではステノグラフィアと言われぬで、エレクトリック・ヴォイス・ライター、電気で書けるものであります。それはこのくらい黒い色をした田筒であります。しやべるとこれがまわる。スイツチをちよつとひねりかえると発音をつくりたいようなときは、それにしやべつて書いて、学校へ行つたときに秘書の女に渡すと、タイプライターで打つて原稿として目で見えるものになります。そういうものがあります。参考のために、いやしい話かもしれませんが、値段を聞きまして百七十五ドルと申しました。それからシヤトルのボーグ、ボーグ・エンド・ゲットという弁護士事務所、二十四人ばかり弁護士がおつて、タイプライターだけでも十名使つておる相当の事務所でありまして、そこにはそれとちよつと形式のかわつた、やはり吹き込むものであります。これは幾らするのだと聞いたから、三百ドルと申しておりました。とかくそのくらい出すとそういうものがあつて、すぐ自分の言つたことが聞える。日本でも近ごろそういうものを研究して、何か細い写真のフィルム

のようなものに打つもので、GHQでやるからひとつ吹き込めというところで、われ／＼アメリカへ行く前に吹き込んだが、うまく行かないのでこれは失敗でしたが、とにかく向うのはそれと違つて、こういう筒のようなもので、それへ言つたことが記載されるといふことで、非常に便利な機械であります。

そういうわけでありまして、かりに事件が起きますとすぐ相手方に通知をします。そして相手方に、たとえはワシントンでやつておるような例で申しますと、被告の側の方に二十日以内で答弁書を出させる。答弁書が出て来ますと、原告側の書面、被告側の答弁書というようなものがある。一定の職責を持つた機関のところに来る。これはワシントンではアサイメント・コミッションナリー、つまり事件を割当てる委員といういふ言葉に当たるわけでありましたが、そこには四、五名の人がおりました。それはみんな女ばかりであります。その女が、地方裁判所の所長であるかと普通判事であるかと、みな同じに割振つておるようでありまして、それで日本でカレンダー・システムとか日程表とかいふようなことが言われておりますが、向うではそれに判事がちよつとも関係しないで、アサイメント・コミッションナリーが、しかもそれが女だけですが、そこで大体見当をつけて期日をきめる。そして事件は進んで行くようになります。こういう仕組みになつております。刑事のことは岸さんがよく調べておられますから、刑事のことは岸さんにあつておりますが、民事のことはだいたいいいと思ひますが、民事の方でわれ／＼が初めからいまで見

た事件があります。つまり期日がきめられて、それから法廷の審理が始まる。それは都会ではなくワイオミングという州のシャイアンという小さな首府ではあります。その裁判所を見たときには、初めからしきりまで見ました。その事件はどのような事件かと申しますと、民事の事件で損害賠償です。女が自動車で、男がやつて来る四つじのころへやつて来て、そうして左へ曲つた、男はこつちの方から自動車運転して来た、そしてこの曲つたやつと衝突して自動車がおわれ、それから女もけがした。原告は男でありました。男から損害賠償の請求が出た、そうすると女の側からはまた反訴した、まあこういう事件であります。その事件では証人として原告である男の自動車を運転した人も証人に出ましたし、それから被告の側としてはその女の自動車を運転した人も出ました。それからまたその衝突した場所でのその当時の自動車を運転していた人も証人に出る。それからその当時調べた、日本でいつたら調査ですか、そういうものも証人に出ました。そうして日本の裁判所の法廷ではあんなのろくさくやらぬと思ひますが、やはり原告、被告の弁護士が同じようなことを質問をして、四時間か五時間くらいかかつたのです。われ／＼の見るところでは簡単だと思ひますが、結局これは女の方が悪いんだという印象が少くとも私には感じられました。また私と同じような感じを持った人がほかにもありました。結局反訴のつまり被告の方が勝つて、反訴の請求がある程度認められ、そこで裁判所ではすぐにそういうことを審理が終つたときに

言いました。そしてアメリカの人に聞きますと、判決文は書かなくてもあんなまで終ることもあるんだ、それでどう始末して行きますかという、ただ日本のように判決を書いて、判決の理由を書いてというんじやなく、向うは記録だけを詳しくとります。たとえば先ほど申しましたように、証人がしゃべる、それから証人として証人台に立つたときに記録が速記されまゝ、あるいはタイプライターのようのもので速記される。そしてそれが印刷されて記録になるわけですから、その構成がどうだとか何だということはいりやがちなかまなく、判決文にそう一理由を書かぬで終りになる。これは各州によつて違つておられます。これは一概には申せませんが、もしも一州の地方裁判所ではそのときに言い渡しのようなきまりがござつておりました。それでよくきまりがござつておりました。それからそれよりもう一つ取り早いのは、これはもちろんスケジュールになっているところでありますが、皆さんも御存じのナイト・コート、夜の裁判所というものがどういふふうによつておられるかというのをかね／＼疑問にいたしておりましたから、きわめて簡単にやるのは八時か八時半くらいですが、晩飯を近いところで食べてそこへ参りました。そうすると、もう片つぱしから判事がちよつと聞いてすぐに始末をつけて行く。そのナイト・コートは四時か四時半過ぎに起きた事件を、つまり警察へ四時半過ぎに来たような事件を始末をする。その日のことをその日に

片づけるといふくらいに手つ取り早いです。たとえ罰金二ドルとか二ドル半とか三ドルとかいふようなことを言つておる。その場合に、相当りつばな服装をした紳士が法廷をうろついておる。ちよつとこが裁判長の位置と申しますと、その辺のところをうろついておる。何をやつておるのかと思つて、あれは法廷のどういふ役をやるのかというのを聞きまじら、つまり金を貸す人、罰金が足りないとか保釈金が足りないとかいふときに貸す。そういう何か目ぼしい取引をして。証文が何かとつて、その場で貸してしまふ。そうするとその場で罰金を納め、保釈金のようなものを納めて保釈をされるというふうなきわめて簡単に、われわれから見るとちよつとこつぱに近しいような感じがいたします。それでは法廷の威信も何もないように思われるのですが、とにかく事件を片づけるということから言つて、相当さういふ手續によつて片づいて行つておられます。二ドルや三ドルの金はたいして持つていて拂ひますが、ある事件で常習賭博のよる者が二、三人ひつぱられておりました。そのときに二百五十ドル近い罰金をかけられて、その人からちよつとちよつと金を借りて拂つて行く、そういうことできわめて即座に片づいて行くのであります。

それから訴訟でも大体弁護士が民事なら原告と被告の弁護士がお互いにやり合つただけで判事はあまりやらない、ただ弁護士同士の中から、判事に対して片方の言ひがけいけいといふ異議を出す、そうすると判事はその異議は理由ありとか、理由なしとかいふこと、はつきりときばきと片づける。そういうことは即座に判断して行くのです。まあそういうことによつて非常に審理が早く行く。われ／＼が接触しました多くの判事は頭の毛がはげているか、あるいは向い毛の相当の年齢の人であつて、これは若いと思つたが、判事はきわめてまれでありましたが、ただシャイアンのポリス・コートには三十一、二と若い若い判事がおりましたが、他ではみな年とつた五十五、六から六十歳くらいの人ばかりでありました。連邦の裁判所は停年制がありませんから、連邦の裁判所では非常に長く勤めている。私もが会いました判事の中で、一番年とつた人は八十のラーネッド・ハンドという判事で、この判事はわれ／＼がニューヨークに着いた翌日のカクテル・パーティーで、アメリカの人が、あの判事は今八十だけれども、あれが今のアメリカにおける一番えらい判事だと言つて、弁護士会の人だとかその他の人で特に注意をしてくれた人が五、六人ありましたが、それで特にスケジュールにはありませんでしたが、法廷を見学するばかりでなく、個人的にも会つていろいろ話をしてみました。やはりわれ／＼の印象に残つておるうちでは、やはりこの判事はえらい判事だと言つて、それが今でも残つておられます。それで晝休みにちよつとその判事さんをスケッチして来ました。こつちの顔をしておきます。この中にたくさんいろいろの顔を描いて来ました。この人はえらいから描いてやれといふので五、六分を描いたから十分でありませんが、そのうちに色紙にりつばなものを描いて向うへ送つてやろうと思つておりますが、もう少しひまがあればやり

たいと思つておられます。それから色を發るのを失敗しましたが、アメリカで今非常に有名な判事でメヂーナという共産党の十一人を裁判した判事——上村君や栗木君はこれを知つておるだろうが、この顔は少し赤過ぎるけれども非常に赤い顔をしておる人です。この人はちよつと私と同じように三十四、五年間弁護士をやつておる。それから連邦の地方裁判所の判事になつてからちよつと三年あまり、私とはほとんど経歴が似ておられますが、年は私より二つ若い六十だと言つておりましたが、非常に元気がよく赤ら顔をしておる人です。この人と三時間ばかりいろいろ話をしました。

まだいろいろ申し上げたいことはいろいろありますが、別にまとまつたことをお話ししようと思つて参つておられませんから、一応委員会をお閉じ願つて、懇談会の形式でお願いできたら結構だと思ひます。

○安部委員長　それでは参考人の御意見の聴取はこれをもつて終ることいたしました。御多忙のところをまことにありがたうございました。

それでは本日はこの程度にとどめて、明後四日午前十時開会することにいたします。本日はこれにて散会することいたします。

午後五時九分散会

昭和二十五年十二月十五日印刷

昭和二十五年十二月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所